

第 76 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 42 年 7 月 4 日開催）

出席者

会長	知事
委員	松山市長
同	新居浜市長
同	今治市長
同	宇和島市長
同	伊予三島市長
同	川之江市長
同	大洲市長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	愛媛県警察本部長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	日本国有鉄道四国支社長
同	松山市会議員 7 名
同	新居浜市会議員 6 名
同	今治市会議員 6 名
同	宇和島市議会議員 5 名
同	伊予三島市会議員 4 名
同	川之江市会議員 4 名
同	大洲市会議員 3 名
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 2 名
幹事	都市計画課長
幹事	建築課長
幹事	港湾課長

議事項目

- 議第 560 号 松山都市計画下水道事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 561 号 松山都市計画大可賀土地区画整理事業を施行すべき区域の変更について
- 議第 562 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 563 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 564 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

- 議第 565 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 567 号 新居浜都市計画下水道及び同下水道事業の変更について
- 議第 568 号 宇和島都市計画水利施設及び同公共下水道の変更について
- 議第 569 号 宇和島都市計画下水道事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 570 号 伊予三島都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 571 号 川之江都市計画公園の追加並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 572 号 大洲都市計画下水道の決定について
- 議第 573 号 改良地区の指定について

議第 560 号 松山都市計画下水道事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画下水道中第 4 号下水道を次のように都市計画事業とする。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

4、三津中須賀排水区、約 630.2、松山市中須賀町、古三津町、山西町、松ノ木町、石風呂町、新浜町、北山町、東山町の全部。衣山町、梅津寺町、港山町の一部、都市下水路

2 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

4、三津中須賀排水区、1、中須賀ポンプ場、松山市中須賀町 2885 番地、約 0.3、130 立方メートル/分 3 台、65 立方メートル/分 1 台、13 立方メートル/分 2 台、別紙図面表示の通り

3 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

4、三津中須賀排水区、1、中須賀ポンプ場、松山市中須賀町 2873 番地地先、2.0、「別紙図面表示の通り」

第 2 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 42 年度	約 1 割 6 分
昭和 43 年度	約 3 割 9 分
昭和 44 年度	約 3 割 1 分
昭和 45 年度	約 1 割 4 分

理由書

本地区は低湿地帯で地区内の排水困難な現状に対処するため、本案のように事業決定し、環境衛生の改善をはかろうとするものである。

議第 561 号 松山都市計画大可賀土地区画整理事業を施行すべき区域の変更について

都市計画大可賀土地区画整理事業を施行すべき区域を次のように変更する。

1 区域

松山市大可賀町、同西須賀町、同山西町、同古三津町の各一部

「別紙図面表示の通り」

2 地積

約 35.8 ヘクタール

理由書

本事業は本年度で工事完了の見込みであるが、事業の効果をあげるため、区域について再検討した結果、本案のように変更し事業の促進をはかろうとするものである。

議第 562 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 4 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,1,4、中之川北通線、湊町 4 丁目 1 番地 1 地先、湊町 4 丁目 4 番地 1 地先、11.3、約 350、舗装
2,3,5、清水町線、平和通 4 丁目 3 番地 1 地先、清水町 2 丁目 15 番地 11 地先、10.8、約 400、舗装
「別紙図面表示の通り」

第 2、前項の事業は昭和 42 年度において執行するものとする。

理由書

中之川北通線（2,1,4）および清水町線（2,3,5）はいずれも本市の重要な都市計画街路で、最近交通量が激増し、砂利道では使用に耐えないため、この路面の舗装を行い、運輸、交通、経済、衛生の各面にわたり、市民の利便を図ると共に併せて本市の発展に寄与せんとするものである。

議第 563 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画公園中第 12 号公園ほか第 20 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、主な施設、摘要】
12、三津公園、松山市大可賀町地内、1.37、広場、遊戯施設、野球場、修景施設、近隣公園
20、小栗公園、松山市小栗町字三反地筋 202 番の 1、0.25、広場、遊戯施設、児童公園
「別紙図面表示の通り」

第 2、前項の事業は昭和 42 年度において執行するものとする。

理由書

三津公園及び小栗公園を本案のように事業化することにより、市民の慰楽に供しようとするものである。

議第 564 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 1 等大路第 1 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
1,1,1、広小路線、今治村 374 番地の 6、片原町 118 番地の 1、（今治村 386 番地の 2、今治村 590 番地の 3）、8.0、約 960、歩道舗装
なお、終点附近に港務所前広場（地積約 8,640 平方メートル）を設ける

「別紙図面表示の通り」

第 2、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

	市長執行	知事執行
昭和 42 年度	10 割	約 5 割 1 分
昭和 43 年度	0	約 4 割 9 分

理由書

広小路線は停車場、港間を結ぶ主要県道にして歩行者の安全と美観を保持するため現在未整備の歩道を舗装し、また港務所前広場についても未整備のため全面的に舗装するものである。なお歩道舗装について

は愛媛県知事、港務所前広場については今治市長が執行するものとする。

議第 565 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 3 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,3、新居浜駅前菊本線、新須賀町 3 丁目甲 698、田所町甲 21 の 1、（新須賀町 2 丁目甲 345）、15、約 1,090

2,1,1、前田多喜浜線、江口町乙 920 の 5、前田町 1258 の 1、（前田町 1175 の 3）、20、約 820

「別紙図面表示の通り」

第 2、本事業の執行年度割を次のように決定する。

2 等大路第 2 類第 3 号線（新居浜駅前菊本線）

昭和 42 年度 約 割 4 分

昭和 43 年度 約 3 割 3 分

昭和 44 年度 約 5 割 0 分

昭和 45 年度 約 割 4 分

昭和 46 年度 約 割 9 分

2 等大路第 1 類第 1 号線（前田多喜浜線）

昭和 42 年度 約 2 割 0 分

昭和 43 年度 約 割 3 分

昭和 44 年度 約 5 割 0 分

昭和 45 年度 約 1 割 6 分

昭和 46 年度 約 1 割 1 分

理由書

本路線は、産業物資の輸送道として経済効果絶大であり、且つ交通の円滑を図り早急なる完成を期待されている。

議第 567 号 新居浜都市計画下水道及び同下水道事業の変更について

第 1 都市計画下水道中第 3 号下水道を次のように変更する。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

3、惣開排水区、約 40、新居浜市磯浦町、新田町及び惣開町の各一部、都市下水路

2 下水管渠

【下水道番号、排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は幅員（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、惣開排水区、主要幹線、惣開下水路、惣開町乙 1596 の 3、磯浦町乙 394、1.2～1.5、約 850
ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

3、惣開排水区、1、惣開ポンプ場、惣開町乙 1596 の 3、約 0.02、63 立方メートル/分/台

3 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径又は幅員（メートル）、摘要】

1、惣開排水区、1、惣開ポンプ場、惣開町乙 1596 の 3、1.5、管径 0.7、幅員 1.5 のものと管径
0.7 のもの各 1 ヶ所

「別紙図面表示の通り」

第2 昭和40年建設省告示2459号都市計画下水道中第3号下水道を前項の計画のように変更する。

第3 前項事業変更に係らずその執行年度割は昭和40年建設省告示2459号都市計画下水道事業の執行年度割とする。

変更理由

水路の一部を住友鉱山有地に計画していたが、そのすぐ北側に住友化学等の工場地帯があり、公害対策のために、遮断緑地帯を設定し、土地利用の適正を図るため水路を南側に変更する。

議第568号 宇和島都市計画水利施設及び同公共下水道の変更について

第1 都市計画水利施設及び同公共下水道を同下水道に改める

第2 都市計画下水道中、第1号下水道を次のように変更する。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

1、城北排水区、約72.2、宇和島市和霊中町1丁目、和霊中町2丁目、和霊中町3丁目、和霊元町1丁目、和霊元町2丁目、和霊元町3丁目、和霊元町4丁目、和霊公園、鶴島町、御幸町1丁目、御幸町2丁目、恵美須町2丁目、栄町港3丁目、朝日町1丁目、朝日町2丁目、朝日町3丁目、朝日町4丁目、住吉町1丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、弁天町1丁目及び弁天町3丁目の全部、泉町1丁目、和霊東町3丁目、築地町1丁目、築地町2丁目及び弁天町2丁目の一部、公共下水道

1、城南排水区、約74.4、宇和島市大起寺奥、笹町1丁目、笹町2丁目、賀古町1丁目、賀古町2丁目、京町、広小路、堀端町、御殿町、桜町、御徒町、天赦公園、佐伯町1丁目、佐伯町2丁目及び明倫町の全部、愛宕町1丁目、愛宕町2丁目、愛宕町3丁目、本町追手1丁目、本町追手2丁目及び文京町の一部、公共下水道

1、神田川原排水区、約31.4、宇和島市元結掛山際、神田川原及び妙典寺前の全部、新田町及び並松の一部
計 約178.0

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、城北排水区、主要幹線、和霊町一本通線、朝日町1丁目54番地先、和霊元町3丁目125番地先、0.6~1.0、約750

幹線、朝日町一北通線、住吉町1丁目342番地先、朝日町1丁目123番地先、0.8~1.1、約630

幹線、築地一本通線、築地町1丁目318の35番地先、築地町1丁目318の51番地先、0.5~0.6、約370

1、城南排水区、主要幹線、中央線、明倫町乙の1946番地先、本町追手2丁目31番地先、0.35~1.80、約1810

幹線、京町線、佐伯町1丁目乙の16番地先、愛宕町3丁目4番地先、0.5~0.9、約930

幹線、笹町線、京町29の3番地先、愛宕町1丁目1番地先、0.25~0.90、約710

1、神田川原排水区、主要幹線、神田川原線、神田川原99-1番地先、妙典寺前乙の640番地先、0.25~1.2、約1,030

幹線、妙典寺前線、妙典寺前640番地先、妙典寺前474番地先、0.45~0.90、約430

幹線、戸板口線、妙典寺前戸板口65番地先、妙典寺前早戸板口乙の981番地先、0.80~1.00、約370

幹線、新田町一山際線、新田町1848番地先、山際1424番地先、0.35~1.35、約1,020

幹線、山際一山手線、元結掛 42 番地先、山際乙の 1396 の 1 番地先、0.6~0.8、約 240
幹線、元結掛一山手線、新田町 1735 番地先、元結掛 343 番地先、0.6、約 120

計、 約 8,410

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、城北排水区、1、住吉ポンプ場、住吉町 1 丁目 342 番地先、約 0.1、20 立法メートル/分 2 台、
40 立法メートル/分 1 台
- 1、神田川原排水区、2、新田ポンプ場、新田町 1848 番地先、約 0.1、45 立法メートル/分 2 台
- 1、城南排水区、3、明倫ポンプ場、明倫町乙の 1946 番地先、約 0.3、66 立法メートル/分 3 台

4 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径及び幅員（メートル）、摘要】

- 1、城北排水区、1、朝日町 1 丁目 54 番地先、1.0
- 2、築地町 318 の 35 番地先、0.6
- 3、住吉町 1 丁目 342 番地先、1.1
- 1、神田川原排水区、4、神田川原 99 の 1 番地先、1.2
- 5、神田川原 1848 番地先、1.2
- 1、城南排水区、6、賀古町 1 丁目 32 番地先、0.9
- 7、桜町 6 番地先、0.9
- 8、明倫町乙 1946 番地先、2.0

「別紙図面表示の通り」

理由書

本市城南及び神田川原地区を本案のように公共下水道区域に編入し、生活環境の向上に資するものである。

議第 569 号 宇和島都市計画下水道事業及びその執行年度割の決定について

第 1 都市計画下水道中第 1 号下水道を次のように都市計画事業とする。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

- 1、城南排水区、約 16.4、宇和島市笹町 2 丁目、愛宕町 1 丁目、愛宕町 2 丁目、京町、愛宕町 3 丁目、賀古町 1 丁目、賀古町 2 丁目、本町追手 1 丁目、本町追手 2 丁目、堀端町、桜町、佐伯町 1 丁目、佐伯町 2 丁目、御殿町、天赦公園、文京町及び明倫町の一部、公共下水道

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径（メートル）、延長（メートル）、摘要】

- 1、城南排水区、主要幹線、中央線、明倫町乙の 1946 番地、本町追手 2 丁目 31 番地、0.35~1.80、約 1,810
幹線、京町線、桜町 6 番地、愛宕町 3 丁目 4 番地、0.5~0.9、約 630
幹線、笹町線、賀古町 1 丁目 32 番地、愛宕町 1 丁目 1 番地、0.70~0.90、約 460

計 2,900

3 ポンプ場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、城南排水区、3、明倫ポンプ場、明倫町乙 1946 番地先内、約 0.3、66 立法メートル/分 1 台

4 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径及び幅員（メートル）、摘要】

1、城南排水区、6、賀古町1丁目32番地、0.9

7、桜町6番地、0.9

8、明倫町乙1946番地、2.0

「別紙図面表示の通り」

第2、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和42年度 約 割8分

昭和43年度 約1割1分

昭和44年度 約4割2分

昭和45年度 約1割5分

昭和46年度 約2割4分

理由書

今回、計画変更により拡張されたる神田川原及び城南地区の内もつとも急を要する城南地区の一部につき、下水道を整備し、生活環境の向上に寄与せんとするものである。

議第570号 伊予三島都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第1、都市計画街路中2等大路第3類第4号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,4、宮北平木線、中曽根町石床2656-1、中曽根町生吉1678-1、（中曽根町下石床）、12.0、約440

「別紙図面表示の通り」

第2、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和42年度 約1割4分

昭和43年度 約7割6分

昭和44年度 約1割0分

理由書

本路線は市内の主要幹線街路として既完了街路井関通り線と西部の国道11号線を連絡し市街地の発展を計ろうとするものである。

議第571号 川之江都市計画公園の追加並びに同公園事業及びその執行年度割の決定について

第1 都市計画公園に第2号公園を次のように追加する

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

2、向山公園、川之江市金生町字浦の谷山地内、上分町字向山乙地内、約2.5、近隣公園

「別紙図面表示の通り」

第2 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、主な施設、摘要】

2、向山公園、川之江市金生町字浦の谷山地内、上分町字向山乙地内、園路、広場、植栽、芝生、花壇、遊戯施設、休憩所、近隣公園

別紙図面表示の通り

第3 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和42年度 約2割6分

昭和 43 年度 約 3 割 7 分

昭和 44 年度 約 3 割 7 分

理由書

市民の慰楽に供するため、本案のように第 2 号公園を追加決定し、事業を実施するものである。

議第 572 号 大洲都市計画下水道の決定について

都市計画下水道を次のように決定する。

1 排水区域及び面積

【下水道番号、排水区名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

1、田口排水区、約 53.0、大洲市中村、田口及び若宮の各大字の一部、都市下水路

2 下水管渠

【下水道番号、排水区名、区分、名称、起点、終点、管径（メートル）、延長（メートル）、摘要】

1、田口排水区、主要幹線、1、田口下水路、大字田口 93 番地、大字田口 32 番地の 2 地先、1.2～1.55、約 560

3 吐口

【下水道番号、排水区名、番号、位置、管径及び幅員（メートル）、摘要】

1、田口排水区、1、大洲市大字田口 93 番地、1.55

「別紙図面表示の通り」

理由書

既存の排水施設は断面狭小でかつ未整備のため排水処理に支障をきたしているため、検討の結果本案のように決定し、環境衛生の改善を図ろうとするものである。

議第 573 号 改良地区の指定について

1 改良地区名 石手川緑地

2 改良地区に含まれる地域の名称

(石手川緑地)、

松山市石手川官有地、

室町、泉町、柳井町 1 丁目、永木町 1 丁目、永木町 2 丁目、北立花町、中村町 1 丁目、祇園町、立花町 1 丁目、立花町 4 丁目及び拓川町の各地内石手川官有地

(宿所提供施設)

松山市石手川官有地（樽味町の地内石手川官有地）

法第 4 条第 2 項の申告をした者の名称、松山市

改良地区の区域、別紙図面表示の通り

「参考」

住宅地区改良法（昭和 35 年 5 月 17 日法律第 84 号）涉

(改良地区)

第 4 条 建設大臣は不良住宅が密集して、保安、衛生等に関し、危険又は有害な状況にある一団地で政令に定める基準に該当するものを改良地区として指定することができる。

2、前項の規定に依る指定は、住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づいてしなければならない。この場合において、市町村がその申出をしようとするときは都道府県知事を経由して

なければならない。

- 3、第1項の規定による指定は、都市計画法（大正8年法律第36号）第2条の規定により決定された都市計画区域内の土地については、都市計画審議会の議を経てしなければならない。

同法施行令（涉）

（改良地区の指定の基準）

第4条 法第4条第1項に規定する政令で定める基準は次の各号に掲げるものとする。

- 1、一団地の面積が0.15ヘクタール以上であること。
- 2、一団地内の不良住宅の戸数が50戸以上であること。
- 3、一団地内の住宅戸数に対する不良住宅の戸数の割合が8割以上であること。
- 4、一団地（公共施設の用に供している部分を除く）の面積に対する一団地内の住宅戸数割合が1ヘクタール当たり80戸以上であること。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第561号 松山都市計画大可賀土地区画整理事業を施行すべき区域の変更について

幹事：大可賀、西須賀地区は、従来、区画整理の区域が東西の道路の中心線を通っていたのですが、町名地番の関係で、道路いっぱい区域を入れる必要が生じたので、それだけ面積が増えました。また、山西町の上の方については、土地区画整理区域内の墓地を移転するために、山の上の方に墓地を設けることになっておったのですが、その必要がなくなったので、面積を縮めました。その結果、地積が35.8ヘクタールになるわけです。

議第562号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：中之川北通線については、以前舗装をしましたが、飲み屋街が道路の上を占拠していて、この350mの間だけ計画通りの幅員が取れず残しておりましたが、最近、市の方で撤去されたので、残りの350mを舗装して、完成させるものです。

議第573号 改良地区の指定について

幹事：改良地区名は石手川緑地でございます。改良地区に含まれる地域の名称は石手川緑地。その中で松山市が現在公園として開設しております区域と、それから同じ指定緑地ではございますけれども、まだ公園を開設しておりません区域で、現在宿所提供施設を設けております区域、この二つの区域をこのたび取り上げております。これは、この区域にございます住宅を、別の処へ団地を設けまして移転しようというものでございまして、都市計画といたしましては、石手川緑地の中にたくさんございます住宅を移転いたしまして、元の緑地に返すということに専念いたしておりますので、都市計画といたしましては、まことに都合のよいことであろうと思うわけでございます。

議第570号 伊予三島都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：これは、新細道から旧国道へ結びます部分は、ずっと以前に都市計画事業として伊予三島市の方で執行されました。その後、井関線にかかり、これが完成したので、宮北平木線を今回延ばして同線まで結ぼうという計画です。

第 77 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 42 年 8 月 3 日開催）

出席者

会長	知事
委員	壬生川町長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	壬生川町会議員 4 名
同	県会議員 5 名
同	学識経験者

議事項目

議第 574 号 壬生川都市計画三津屋土地区画整理事業に対する意見書採択の可否について

議第 574 号 壬生川都市計画三津屋土地区画整理事業に対する意見書採択の可否について

壬生川都市計画三津屋土地区画整理事業計画に対する利害関係者の意見書

第1、 意見書提出者、壬生川町〇〇 〇〇ほか 116 名（別添署名簿のとおり）

第2、 意見の要旨

- 1、 三津屋土地区画整理事業は町当局が関係地区住民の意思を無視して一方的に強行しようとしているものである。町当局者は関係地区内住民の大半がこの事業に賛成していると述べているが、実際はその逆で圧倒的多数の者が反対している。
- 2、 町当局者は関係者に対し、この事業を行うことによって土地の価格があがるなどいくつかの利点をあげて説明している。しかし、この事業の施行は、地区内土地所有者から平均 2 割相当の土地を無償で提供させることを前提としており不当である。
- 3、 従来、道路拡張等公共事業に要する土地の取得は何れもこれを補償している。にもかかわらず、この事業においてのみ無償提供を強要することは理解に苦しむところである。憲法第 29 条の財産権の侵害ではないか。
- 4、 われわれは、土地の無償提供には絶対に応じない。私有財産は正当な補償のもとに、これを公共の用に供することが出来るという憲法の保障する原則に立脚してこれに反対し、この事業計画に納得できないので、連署をもって異議を申し立てる。

壬生川都市計画三津屋土地区画整理事業計画書

第1章 施行地区

1 施行地区の位置

本施行地区は、国鉄予讃線壬生川駅の正面団地で2級国道196号線を東辺、国鉄予讃線を西辺、都市計画街路222を南辺、準用河川大曲川を北辺とし、駅前広場を含む約30.5haの地区であり、環境良好なる商業及び住宅地で将来は東予新産業都市の中核部と目されている地区である。

2 施行地区の位置図

別紙添付図のとおり。

3 施行地区の区域

この区域は昭和40年8月26日建設省告示第2461号を以って決定された壬生川都市計画三津屋土地区画整理区域で土地の名称は次のとおりである。

壬生川町大字三津屋の一部、大字北条の一部

4 施行地区区域図

別紙添付図のとおり。

第2章 設計

1 設計説明書

1 土地区画整理事業の目的

本地域は、道前平野唯一の海の玄関東予港と国鉄予讃線壬生川駅との間に古くから開けた商業、住宅地域の一部であるため、公共施設の整備も極めて不完全である。その上昭和39年新産業都市の地域指定を受けてより、壬生川町はその中心的役割を果たすべく東予港の改修並びに工場用地造成事業が急速に進められているが、その背後地的地域とあいて、又将来新産業都市の商業地域の中心地として大きく発展することが期待されているため、以来サービス業、病院等高度化された建築物が増加する一方、一般住宅も逐増の傾向にある。又壬生川駅の乗降人員も逐年増加し、駅前広場も狭小である。本地域をこのまま放置すると交通マヒが生ずることは勿論都市建設上にも将来重大な障害となる虞があるので、以上諸情勢を勘案し土地所有関係の調整、公共用地の確保などのため、土地区画整理事業を行い、もって健全な市街地を造成しようとするものである。

2 施行地区内の土地の現況

壬生川町は四国の霊峰石鎚山を背に前方には燧灘が開けており気候温暖にして、降雨量も年間1,500mm以下であり、台風等による災害も皆無に近い地域である。本地区は旧市街地の南部で国鉄壬生川駅の正面に位置し、商業、住宅地として開けた地域であるが、近年逐次サービス業、病院等堅牢建築物が増加すると同時に地区内人口も増加の傾向にある。地区は国鉄駅前であるため自然交通網の中心であるが、一部道路を除き、ほとんど幅員4.5m以下の通路でバス、大型自動車等の増加した最近では交通も極度に支障をきたしている。一方衛生、防火等においても苦慮している現状である。土地の標高はおおよそ1.5m前後で平坦地である。

3 整理施行前後の地積

イ 土地の種目別施行前後対照表

【種目、施行前（地積 m²、%、業数）、施行後（地積 m²、%）、備考】

公共用地

国有地

道路、9,699.77、3.13、 10,180.20、3.33

広場、0、 1,595.60、0.52

水路、48,88.30、1.6、 2,843.50、0.52

計、14,588.07、4.77、 14,619.30、4.78
 地方公共団体所有地
 道路、3,191.24、1.04、 47,344.50、15.49
 公園、0、 9,965.50、3.26
 広場、0、 1,595.60、0.52
 計、3,191.24、1.04、 58,905.60、19.27
 合計、17,779.31、5.81、 73,524.90、24.06

宅地

民有地

田、199,358.67、65.22、233、 0、
 畑、1,900.83、0.62、9、 0、
 宅地、62,772.36、20.54、236、 227,938.55、74.57
 池沼、3,312.40、1.08、6、 0、
 墓地、221.49、0.07、2、 179.41、0.06
 公衆用道路、16.53、0.01、 0、
 雑種地、36.36、0.01、 0、
 計、267,618.64、87.55、487、 228,117.96、74.63

準国有地

日本国有鉄道用地、2,099.02、0.69、7、 1,325.00、0.43
 日本電信電話公社用地、416.63、0.14、3、 337.47、0.11
 計、2,515.65、0.83、10、 1,662.47、0.54

合計、270,134.29、88.38、497、 229,780.43、75.17

保留地、 2,370.00、0.77

測量増減、17,761.73、5.81、 0、

総計、305,675.33、100.0、 305,675.33、100.0

ロ 減歩率計算表

【整理前宅地地積（台帳地積）、同更生地積（測量増減）、整理後宅地地積（保留地を含めた宅地地積、保留地を除いた宅地地積）、差引減歩地積（公共減歩地積、公共保留地を合算した減歩地積）、減歩率（公共減歩率、公共保留地合算減歩率）】

270,134.02m²、287,896.02 m²、232,150.43 m²、229,780.43 m²、55,745.59 m²、58,115.59 m²、19.36%、20.19%

4 保留地の予定地積

【整理前宅地価格総額（予想）円、整理後宅地価格総額（予想）円、宅地価格総額の増加額円、整理後 m² 当り予定価格円/ m²、保留地として取りうる最大限地積 m²、保留地の予定地積 m²、割合、摘要】
 891,574,000、993,730,000、102,156,000、4,300、23,757、2,370、10.0%

5 公共施設整備の方針

都市計画街路は東西に 2,2,1 号線（駅前通り線幅員 20m）、南北に 2,1,3 号線、都市計画街路 2,2,2 号線（壬生川中学校幅員 16m）並びに隣接市街地と結んでいる。その他の街路は幅員 6m～8m とし、やむを得ないものは一部 4m とし、土地の区画割等を考慮し計画した。区域内の水路は改修し、特に排水については、都市計画排水施設として下水路及びポンプ場を設け排水処理の万全を

図る。又公園は2か所を新設し、地区内面積の3%以上を目標とした。駅前広場も狭小で乗降人員より考慮して3,191.2 m²とした。

公共施設別調書

街路

2,2,1 駅前通り線、幅員 20m、延長 546.0m

駅前広場、3,191.2 m²

2,1,2 新地北条線、幅員 18m、延長 582.0m

2,3,1 大正通り線、幅員 12m、延長 311.0m

区画街路幅員 8m、延長 1,072.0m

区画街路幅員 6m、延長 2,894.0m

区画街路幅員 5m、延長 743.0m

区画街路幅員 4m、延長 346.9m

通路

幅員 1.4~3.0m、延長 137.9m

公園

三津屋公園、2,274.0 m²

大曲公園、7,691.5 m²

水路

三津屋都市排水路

北条水路

三津屋水路

大正通り水路

大曲水路

水路

第3章 資金計画書

1 収入

【区分、金額（円）、摘要】

国庫負担金又は国庫補助金、207,166,000

県費補助金、0

町分担金、103,585,000

保留地処分金、10,191,000

寄付金その他、11,058,000、国鉄負担金

小計、332,000,000

公共施設管理者負担金、0

合計、332,000,000

2 支出

【事項、単位、事業量、事業費（円）、摘要】

公共施設整備費

築造

道路築造費、
 幹線街路、m、6,439.0、72,395,000
 区画街路、m、5,055.9、49,174,000
 水路築造費
 幹線水路、m、 9,074,000
 支線水路、m、 0
 公園施設費、m²、9,965.5、12,738,000
 計、
 公共施設整備費
 移転、
 建物移転費、戸、105、123,843,000
 墓地移転費、0
 計、
 移設
 電柱移転費、本、132、1,275,000
 電欄…移設費、0
 上下水道移設費、0
 計、1,275,000
 法第2条第2項該当事業費、0
 整地費、m²、32,370、16,185,000
 機械器具費、3,191,000、工事費2%
 工事雑費、6,383,000、工事費4%
 工事費計、294,258,000
 調査設計費、m²、305,675.3、7,947,000、@26
 損失補償費、0
 減価補償金、0
 計、302,205,000
 借入金利子、0
 計、0
 事務費、29,795,000、9%
 合計、332,000,000

3 年度別歳入歳出資金計画表

(事業対象地区の新旧対象図あり)

会議録（幹事説明および質疑のみ）

幹事：東予新産業都市建設計画におきましては、この壬生川地区は西条地区と共に、新産業都市の中心としまして、新しく開発される見通しが得られていまして、既に工場用地の造成、港湾の整備にもとりかかっています。1、2の工場も進出しているような状況であります。その後、その後背地として、この壬生川町の

整備ということは、将来重要な問題になってくるであろうと思いますが、その中でも、特に中心になるのは、現在の壬生川駅前の地区であろうと思います。町の発展の方向も、当面そのままの方向にむいていると想像されるのであります。ところで、将来この地区が、現在の壬生川の町のような状態になることのないように、公共施設の完備した、壬生川地区の中心として、あらかじめ、立派な町作りの基礎を作っておくというような考えから、町当局では、この駅前地区の区画整理を思いたたれまして、昭和 39 年の始めころから、地元の関係者、その他に対して、説明会、その他 PR 並びに調査を進めてこられたのであります。又一方、この地区を区画整理をやるべき地域として、都市計画決定を設定しますように、建設大臣に申請をいたしました。本審議会の議も経まして、昭和 40 年 8 月 26 日建設省告示第 2461 号をもって、この地区も土地区画整理を完成すべき地区として、決定をせられているのでございます。

その後、国の補助もおおぎ、町で調査を進めるとともに、住民に対する PR にも努めてきましたが、このほど、土地区画整理事業に対する事業計画案ができたので、町当局は、この事業計画を本年 1 月 20 日から 2 週間、公衆の縦覧に供された。それで、これらの意見書が出されました。“本審議会でこの意見書を採択すべき”と議決された場合には、知事は壬生川町当局に、事業計画に必要な修正を加えるよう命じ、また、“審議会でこの意見書を採択すべきでない”と議決された場合には、その旨を意見書提出者に通知しなければなりません。

(意見書朗読)

その後、度々陳情等がありました。第 1 回目は 3 月 10 日、40 名ばかりが来られて次の陳情書を出されました。それに決議文があります。(決議文朗読)。同事業の延期を要望する陳情書は、(陳情書朗読)。意見書の内容は、大体、議案書に記したとおりですが、陳情書の方は、“時期がまだ早いから、もう少し時期を見てやってくれないか”ということが強調されています。その後、7 月 7 日に 4 名が陳情に来ました。

(陳情書朗読) この趣旨は、“反対者が半数を占めている現状で強行しようとしている。正当な補償なしに減歩されることに反対する”とのことです。その後また、別の請願書を〇〇さんという方が持参されました(請願書朗読)。この要旨は、“法令の適用上町当局に重大な過ちがある。土地の値上がりがあるから無償提供しろという理論に納得できない。憲法に違反。そういうことで、事業を中止するよう検討してくれ。”というものです。それから別に、賛成者 216 名からの陳情もある。(陳情書朗読)

要は、“無償で減歩されることには反対である”ということが一番主な点と思います。公共減歩を無償とするということは、まず、公共施設の整備改善のために、土地の区画、形式を変更すると、それに伴って宅地が減歩されることはやむをえないわけです。土地区画整理事業は宅地の利用増進を図るために行われるもので、増進の範囲内で減歩を受ける限りは、利害関係者には何ら損失を与えるものではありません。なお、土地区画整理法には、減歩に伴って損失の補償を要求することもできると記載されているが、それは、施行後の宅地総額が施行前の宅地総額を下回った場合には、減価補償金として要求できますが、それ以上には要求できません。憲法違反との問いについては、土地区画整理事業は関係権利者の財産価値の減少をもたらすものではないということによって、憲法に違反しないと理解されている。

委員：町当局関係者は地区関係者を 250 名といたり、300 名といたり転々としている。町議会に陳情した時に、“関係者は 200 名前後”と町当局が回答している調査の結果 170 名、180 名前後と判明したということになっている。ところがこの陳情書を見ると、反対署名は 117 名で、印と署名がはっきりしている。促進に対する陳情書には 216 名の署名があるが、はっきり印の押してない方が 60 名少々ある。それから、壬生川町三津屋看護婦宿舍とって看護婦さん等権利のない方が 7、8 人いる。このような貸家人、下宿人、看護婦宿舍アパート等、こういう人が 60 名少々いるのではないか。この 210 名というのは、実質的には 80 名程度の人ではないか。なお、賛成と反対の両方に署名している人もいる。僕の受取では、117 名の反対者はきれいにでているが、賛成者は実質的に 77~78 名くらいではないか。この点を説明願いたい。

幹事：私も話を聞くたびに数は違っています。その上、反対者の中でも賛成に回る、反対者のなかでも賛成に回る人もいて、詳しいことはどうにもつかみようがない。大体的見当として、一貫して反対されている方は約3分の1と推測している。

委員：都市計画課長には、反対者と賛成者の数をはっきり解明する必要がある。

委員：私達がこの事業を41年度から予算を獲得して進めた時の案では、権利者並びに利害関係者は311名でした。ただし、農地の移動、相続等により、正確な数は確定していない。権利者には土地所有権者もあれば借地権者もあり、利害関係者となると、借家人、間借り人あるいは小作人もいる。いろいろな考え方があがるが、中間の261人という数を我々は割り出した。ところが、新産都に指定、県営土地造成事業、港湾改修等の事情で、壬生川駅を中心とした本事業計画地域での土地の移動が激しく、一時点での数はつかめても、一定の期間が過ぎるとその数字に狂いが生じるという実情です。

我々が現実に絞った時が216名で、しばらく関係住民の説明会もその人たちを対象にやっていた。ところが、委員さんの指摘のように的確に合わない事情もあるので、町当局としても再調査すると、その中にはすでに道路敷きになっていて登記未完了、土地改良区が農道としていても、移動はしていないが実質的に道路になっている等、いろいろな理由により、24～15名の方はまだ調査がほとんど不可能、相続の関係もあり、調査不可能な状態です。今日、調査の対象になる権利者数は237名位になっていると承知していただきたい。反対者の117名の中で権利者は94名であったと考えている。賛成者210何名についても、権利者は163名と判断している。反対、賛成いずれにも印をつけている人もいて、実態は把握できにくい状況にある。

陳情書等を見ての私たちの感じは、この事業を進行計画通りに遂行していくには無理があるのではないかと受け取られるふしがある。そこで、今日まで町がとってきた経過を説明して参考にしていただきたい。

委員：尋ねるべきことがあれば、後で尋ねるので、なるべく簡単にしてもらいたい。

委員：それでは、お尋ねがあればお答えすることにします。

委員：賛否双方に署名しておられる方がいることは、この問題に対する対立感情がかなり深刻ではないかと伺われる。事業の経過にしても、思いついて3年間紆余曲折を経てきている。3月の審議会に一度申請書を出して撤回し、3か月後に改めて出してきた。その間に、地元ではどのような事情の変化があったのかについて、伺いたい。それから、陳情の中には“場合によっては清算金を払うこともあるので了解してほしいと説得されている”とのことだが、事業計画では損失補償も0、減価補償金も0と画一的で、そういう場合への備えもしていないが、その点についての見通しはどうなっているか。

委員：いっしょにお答え願いたい。町当局は推進の方向であるが、議会では満場一致であったかどうか。また、町長には、この地区全体と町全体とについてどう考えているのか。重ねて質問したい。それからもうひとつ、意見書から読み取れることは、やることには賛成だが2割取られることには反対ということではないか。私も松山で相当長い期間区画整理に取り組んでいるが、ものごとをはっきりしておく必要がある。委員さんの発言にあった“都合によっては後で金を払う”ということはやるべきではない。後で、処理は町当局がやるにしても、このことが説得の道具として使われたとすると、大変な問題である。そういったことがあったかどうかについてもお答え願いたい。

壬生川町長：この事業については、この区画整理地域の幹線道路になっている道路について、“用地を提供しても良いから整備してほしい”との申し出が昭和39年にあった。当時の町長、私は途中で引き継ぎましたが、当時の状況を調べると、その検討のなかで、これは区画整理事業でやっていくのが近道ではないかとなった。時あたかも新産業都市に壬生川が指定され、それによって都市計画の地域指定も受けた。そのことについては、皆気持ちよく応じたと思う。そういう状況のもとで、町もその年に100万足らずの金を入れて測量等の基礎事業を町単独事業で行った。40年の町長選挙で私が町長になると、県の都市

計画課と相談の上で、関係住民に周知徹底することにした。同時に町費で関係者を先進地視察につれて行き、研究理解を進めた。そうして41年度には、残された周知と事業計画の作成に取り組んだ。41年度、つまり42年の2月に基本計画の作成を終わり、供覧すると、反対意見書の提出を受けたわけである。これまでの周知の方法は、出向いて行って集合説明会を30回以上開いた。議会にも特別委員会をおき、私達理事者と手を携えて訪問、説明を行った。従って、41年の年末前後では、私たちは、反対はごく少ない、大方の方々は理解されたと判断していた。ただ、いかなる説明の時も出席されるかたが非常に限定される、人数が少ないことには、一抹の不安があった。また、この区域には農地が多く、用排水路や農道があるので土地改良区幹部との話し合いを持って同意を得て、その上で進めてきた。このような状況のもとで基本計画を作成し、縦覧に供したところ117名の反対署名者があった。

したがって、もう少し交渉もすべきだと考えていったん退いた。ところが、壬生川は、国の政策はもとより県の重要な地域開発の中央地点になっている。今日まで積極的な施策をいただいている。一方では壬生川は、旧来の集落から無秩序に発展してきた。これは壬生川だけでなく、各地区がそうだと思いますが、このため、道路が狭い、都市下水路が不十分である。町も改良に取り組んで来て、幾分面目を改めたが、所詮はいたらない。今後、県政推進の拠点としての県の取り組みに呼応するためには、どうしても新しい都市造成を考えねばならない。そういう考えから、駅を中心とした背後地に市街地を作る構想を持った。町議会の状況については、26名の定数のうち、23名の賛成を得ている。反対者も事業には反対ではないが、もう少し住民に迷惑をかけない方法がないかという意見です。用地買収方式で事業を進めていくことも考えられないことではないが、今日の土地団体の状況から見て得られる限り最高度の助成をあおいでいる。壬生川町の立場から見てとてもすぐにできる仕事ではないが、将来計画に呼応して今日から取り組むべきとの観点から、皆さまのご賛成を得て、この意見は不採択にさせていただきたい。ただ、我々理事者としては、事業推進上、やはり関係者の協力を求めるべきであり、賛成、反対双方を交えての会合、また、最近によりやく宅地、住宅を手に入れた人たちの被害等にも配慮せねばならないと思っています。

会長代理：損失補償、減価補償等の予算計上がないが。

委員：私は専門家でないので、課長さんからお答えいただきたい。組合施行ではないので、後から経費を集めるということはないと信じていますが。

委員：予算面は単なる参考資料であって、現実の問題としては、関係住民への説得あるいはPRの際に、名目はどうあれ“後日に補償する”ことを説得の資料にされたかどうか、損害が生じたときにはそのような意見なり用意があるかということを探っている。

委員：私の方はその様な考え方は持っていない。従って今までもそうした説明は言っていない。国庫補助と町の負担とによって、この事業を推進していきたいというのが、基本的な考え方です。

委員：しつこいようですが、反対の文書の中に、それらしき文章があるのは、その反対者の一方的な解釈もしくは事実無根の陳情と解釈してよいか。

委員：これは想像の域をでませんが、町当局はさきほど申し上げたとおりですが、先進地視察の際などに組合施行の事業等を見に行かれ、充分咀嚼が出来ないままに、錯覚か誤解があったかもしれません。これは説明しているはずではあるが、反対、あるいは賛成をつらぬくために利用されているかもしれません。

委員：私個人は、この事業に賛成ですが、地元の問題を残すことは好ましくない。そういう意味で、審議会としても無責任な決定はしたくないのでお尋ねしたい。3月の審議会に出して取り下げた後に、なんらかの具体的な変化、前進があったかどうか。あるいは、これが説得の限界というか、努力の限界と見極めたか。

委員：3月の審議会を取り下げた時点では、117名は別としても、以外に権利者90名といえども、関係者の30%

近い反対があるということで、もう少し、我々としても調べてみようということになって、議会と相談してアンケート調査をした結果、実質的には 58 名の反対者がいることがわかった。一方、賛成の側にも、権利者ではない方々が加わっているとか、ダブっている方等があり、私達も内容を良く知ると同時に、相手方にも知っていただくべきだと。当時の 117 名の取り下げた時点では、反対が 25%、その数字をうのみにして我々が分類して考えると、賛成が 27%、50%、40 数%、50%に近い人々は意思表示しない。こういう状態でいかように進めようか。この事業をすててしまうことは、駅を中心とした都市計画の地域指定も受けており、将来の都市造成地の予定からもできませんので、そういうことは思いもよらないが、一時延期せざるをえないのであろうかと思いました。そういう空気が町内に流れると同時に今まで無関心であった方が非常に関心を持ってきました。その結果、反対の倍以上の賛成が得られ、今では調査不能かもしくはいろいろな関係で分からない人が 10%程度おります。賛成か反対かということを、判定の資料として冷静に見た時に、30%近い賛成があり、どうせ将来やっていかねばならない事業だから進めて行くべきと考えたが、20 数%の反対者がいるということを念頭に置いて、よくその人たちと接触してゆきたい。

委員：色々お話をいただいたが、反対者もこの事業そのものに反対というのではなく、減歩に対する補償問題が中心になっている。この種の事業に 100%賛成者を得ることは難しい。町長さんや議会の努力によって、大体 3 割くらいの反対になっているが、町の将来にとって大事な仕事であるので、反対者に対する配慮は必要だが、この辺でこれを非採択としてはどうかと思う。

委員：私は、これまでこの審議会でも新居浜とこの三津屋地区とをみつかったが、ここでは新居浜では見られなかった土地ブローカーの買い占めが見られるようだ。

そういう事実があれば、減歩 2 割に対する感情的な面が何倍にもなって、この事業はできなくなる。賛成、反対を分析すると、むしろ反対の方が強いのではないか。区画整理事業への反対ではなく、2 割減歩には反対というのではない。地域の間人関係が、感情的先鋭化している。結論的には、むしろ反対の方が強いとの印象を持つ。町長の言われた 2 割の反対について、どう考えているか。

委員：アンケート調査が絶対的なものとは考えていないが、一応皆さんの気持ちを知るためにはこのような調査が必要ということで慎重にやっている。いわゆる賛成についても 200 何十名の署名があったが、我々は 161~165 名と判断している。相違ができる反対の方は 57 名もしくは 63 名で、その他の人は 10%足らずと考えた。意見書を拒否していただいて、知事の認可が得られる見通しがつけば、反対、賛成を問わず進めて行きたい。“賛成の方も反対の方も代表者は、町内でよく知られ、公共的な立場に立たれた人たちが多いので、地区内で反対が多かったとか賛成が多かったとかいうことなく、話し合っって進めて行きたいし、それには町も立ち会ってもらいたい”との意見もあり、事業遂行には慎重を期したい。委員さんの意見とは異なるが、私は、やってほしいという方が比較的多い、また迷っておられる方も、町の方針が確立して認可が得られ、事業を進める段階になれば、反対に回らず、賛成に回ってくれると考えている。また、土地の分布状況については、すべて知っているという訳ではないが、今の地主の方たちは、大局を支配して関係者に不愉快を与えると状態ではない。土地の売買はあっても、それは町内在住民の中から将来性を考えて売買がなされているというのが、農地転換の実情と思う。思惑での売買は比較的少ないと思っている。

委員：土地ブローカーの見込みによる買い占めという事実はないか。

委員：ないと判断している。

会長代理：それでは、法律に基づいて、反対意見書の提出者代表がさらに補足意見を述べたいとのことであり、12 名入っていただいて、補足説明をお願いします。

補足説明者：〇〇〇〇、明治 22 年 2 月 1 日生まれです。再度陳情して嘆願書を出しており、最終はこの 7 月 31 日に提出しています。今の 2 割の農地、宅地を提供せよ、区画整理はそれなくしては出来ないと聞いて

いるが、2割取られるということは、農民にとっては最も痛い、悲しいことです。減歩の根拠を調べると、区画整理法第3条第4項に、“建設大臣は、計画決定の土地について、国の利害に重大な関係がある土地区画整理費を災害の発生その他特別の事情のあるこれらに対して急に施行しないと誤りを起こすというようなところに対してのみ、この土地計画事業に織り込んで区画整理をやらしめることを建設大臣は許されている。”それで、壬生川の現在施行している土地は、国始まって以来、農地として守ってきた土地であり、努力して守ってきた。それを、むやみに道を引いて、君たちは我慢せいという言い方です。色々なことがあります。町では、お互いに納得のいくアンケートをして、それに依って処置を整えようという話でした。そのアンケートの結果は、双方の勢力が相半ばしていた。それで町長さんは、かように反対者が多くてはやりにくい、一応棚上げにしよう判断されたと聞きました。また、各壬生川町議員にもお願をしました。

会長代理：他にございませんか。

委員：私もこの問題には当初から反対です。現在、工場が来ていなく、宅地の整備ができてない以上、我々は農業で生計を立てるほかなく、農業をやっています。工場が来て活気が出て、いよいよ市街地としてどうしてもやるという状態であれば納得できるが、現状で区画整理を強行することには納得できない。町長は、私と話した時に“現在反対者が少ないので、町民相手に強引に押し付けることしない”と言明している。所が今度170名とか200名とかの賛成者署名を県に出して、賛成者が多いのだと申請しているそうです。ところが、この意見書には不審な点が多い。反対の陳情書は明確であり、本日60名が乏しい金をやりくりしてバスを借り上げて参加している。どうか、われわれの気持ちを押し量って、これを中止、又は延期してほしい。

会長代理：それでは採決します。意見書の採択について賛成の方は起立願います。(起立者1名)。それでは、反対の方に起立願います。(起立者多数)。それでは、本意見書は不採択と決定します。

第 78 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 42 年 10 月 11 日開催（持ち回り））

出席者

会長	知事
委員	松山市長
同	伊予市長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	松山市議員 7 名
同	伊予市議員 4 名
同	県議員 5 名
同	学識経験者 2 名

議事項目

- 議第 575 号 松山都市計画下水道事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 576 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

議第 575 号 松山都市計画下水道事業及びその執行年度割の決定について

第1 都市計画下水道中下水道処理場を次のように都市計画事業とする。

1 処理場

【下水道番号、排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 2、本庁排水区、1、松山市下水処理場、松山市生石町 530 番地付近、約 3.7、高速散水炉床法、最終沈殿池、散水炉床

「別紙図面表示の通り」

第 2、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 42 年度	約 3 割 4 分
昭和 43 年度	約 3 割 4 分
昭和 44 年度	約 3 割 2 分

理由書

本地区における下水道終末処理場を本案のように事業決定し、汚水処理の万全を期するものである。

議第 576 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第 1、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,3,1、内港新川線、伊予市灘町字西 250 番地先、伊予市灘町字西 171 番地先、9.9、約 440、舗装
「別紙図面表示の通り」

第 2、前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 42 年度 約 5 割 2 分

昭和 43 年度 約 4 割 8 分

理由書

本路線は国道 56 号線と港湾区域を連絡する重要臨港路線として改良済みであるが、今回その緊要性に鑑み、これが路線を舗装して、交通の円滑及び衛生の向上をはかるものである。

第 79 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 42 年 12 月 12 日開催）

出席者

会長	知事
委員	松山市長
同	今治市長
同	西條市長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	建設省四国地方建設局長
同	松山市会議員 6名
同	今治市会議員
同	西條市会議員 5名
同	県会議員 5名
同	学識経験者 2名

議事項目

- 議第 577 号 西条都市計画街路の変更について
- 議第 578 号 松山都市計画素鷲土地区画整理事業を施行すべき区域の決定について
- 議第 579 号 松山都市計画駐車場整備地区の指定について
- 議第 580 号 プリマハム株式会社と畜場建築位置の決定について
- 議第 581 号 今治地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について

議第 577 号 西条都市計画街路の変更について

都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線ほか 1 路線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、倉レ南通線、大字朔日市字秋吉 793 番地、大字朔日市字若洲 847 番地の 1、16、約 740

2,2,4、国道朔日市線、大字大町字小川 194 番地の 1、大字朔日市字若洲 835 番地の 2 地先、

（大字新田字市塚新田 124 番地の 1）、16、約 4,260

ただし、大字大町字小川 194 番地の 1、大字大町字御舟川 520 番地の 1、11、約 1,310

ただし、大字大町字御舟川 520 番地の 1、大字朔日市字寄合 275 番地の 1、15、約 1,030

「別紙図面表示の通り」

理由書

本市は東予新産業都市圏の中核都市であり、適当な土地利用をはかるために検討の結果、本案のように変更しようとするものである。

議第 578 号 松山都市計画素鷲土地区画整理事業を施行すべき区域の決定について

都市計画土地素鷲区画整理事業を施行すべき区域を次のように決定する。

1 区域

松山市小坂町 1 丁目及び同 4 丁目の全部、小坂町 2 丁目、同 5 丁目、中村町 1 丁目、同 2 丁目、同 3 丁目、同 4 丁目、枝松町 3 丁目、同 4 丁目、同 5 丁目、同 6 丁目及び東本町の一部
「別紙図面表示の通り」

2 地積

約 52.3 ヘクタール

理由書

本地区における最近の市街化に対処するため、土地利用の観点から検討した結果、本案のように決定し、宅地の利用増進と公共施設の整備を図り、健全な秩序ある市街地の造成をしようとするものである。

議第 579 号 松山都市計画駐車場整備地区の指定について

松山都市計画駐車場整備地区を次のように指定する。

【名称、区域、面積（ヘクタール）、摘要】

城南駐車場整備地区、松山市二番町 2 丁目、同 3 丁目、同 4 丁目、三番町 2 丁目、同 3 丁目、同 4 丁目、同 5 丁目、同 6 丁目、千舟町 2 丁目、同 3 丁目、同 4 丁目、同 5 丁目、同 6 丁目、湊町 2 丁目、同 3 丁目、同 4 丁目、同 5 丁目、同 6 丁目、大街道 1 丁目、同 2 丁目、南堀端町及び花園町の全部、一番町 1 丁目、同 2 丁目、同 3 丁目、同 4 丁目、二番町 1 丁目、三番町 1 丁目、同 7 丁目、千舟町 1 丁目、同 7 丁目、湊町 1 丁目、同 7 丁目、大街道 3 丁目、北藤原町、永代町、末広町、柳井町 1 丁目、同 2 丁目、同 3 丁目、河原町、北立花町、大手町 1 丁目及び永木町 2 丁目の 1 部、93.9

「別紙図面表示の通り」

理由書

自動車の増加による都心部の交通の輻輳に対応するため、検討の結果、本案のように指定し、道路交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に寄与しようとするものである。

議第 580 号 プリマハム株式会社と畜場建築位置の決定についてと畜場建築位置の決定

1 申請者 東京都〇〇、プリマハム株式会社、社長

2 位置 西条市朔日市籾の洲新田 887-4（西条都市計画区域内）

3 用途 と畜場及びその附属施設

4 敷地及び建築物

(1) 敷地面積 30,562 平方メートル

(2) 建築物 面積 947.2 平方メートル

構造 木造及び鉄骨造、外壁 波形スレート

5 その他

(1) 骨格、臓物等の処理、西条市内では処理しないものとする。

(2) 汚水等の処理、共和式活性汚泥方式

6 理由

ハム製造工場の附帯施設として、同工場内にと畜場を建設するものである。

議第 581 号 今治地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について

し尿処理場建築位置の決定

- 1 申請者 今治地区衛生事務組合、組合長
- 2 敷地の位置 今治市桜井字浦手山乙 32 番の 202 外 36 筆（今治都市計画区域内）
- 3 用途 し尿処理施設
- 4 敷地及び建物
 - (1) 敷地面積 31,147 平方メートル
 - (2) 建築面積 1,080.6 平方メートル（鉄筋コンクリート）
- 5 その他
 - (1) 処理能力 120 キロリットル、(95,000 人)
 - (2) 収集区域、今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町及び菊間町の一部
 - (3) 機械設備、汚泥処理装置 1、脱離…液処理装置 1、重油ボイラー 2
- 6 理由

現在、海洋投棄を行っているが、これを廃止し、衛生的に処理するためこの施設を設置しようとするものである。

会議録（質疑のみ、幹事説明の記録なし）

議第 580 号 プリマハム株式会社と畜場建築位置の決定について

委員：ちょっとお伺いいたしますが、この海岸線は「のり」の漁場になっているので、ここの玉津の漁業組合との関係、それと比較的御舟川の右岸には家がないと思いますけど、近隣の人との納得、この点を市長さんからお伺いしたい。

委員：漁業組合並びに土地改良組合及び近隣の住民との話し合いは完全についております。

議第 579 号 松山都市計画駐車場整備地区の指定について

委員：この区域はですね、これをやった上住民に色々いい面とマイナスの面とがあると思いますけれども、もう少しですね範囲を拡げる必要があるんじゃないかと、そこで規制されます周辺はですね。また大変なことになるんじゃないかと思うんですが、あの電車通りですね、御宝から城北線までくらいまではかなりの区域のような気もいたしますし、駅前当たりですね、かなり近い将来ですね非常に輻輳するような気もいたします。それらが除外されたのがどういう理由であるのか、この辺を承りたいと思います。それから審議会なんかでも、城山の中をですね、トンネルからトンネル駐車場程も考えられるというようなことがですね、たびたび論議されておりますが、これらも区域内に入れておく必要があるのではないかという風な点について一つお聞かせ願いたい。

幹事：駐車場整備地区を指定しましても、そのためにこの駐車をただちに規制するという訳じゃございま

せんので、指定いたしましたからすぐその周辺に車が殺到するというようなことは直ちには起きないと思う訳であります。なお、この区域につきましてはさしあたり、この辺が一番ひどいかと思ひまして、今回はこの区域を提案しとる訳ですけれども、なお将来必要が生じた場合には、そのつど区域を拡げて行くということもできるわけでございます。

委員：城山はどうですか。

幹事：城山の下に駐車場をつくるという意見も時々でておりますけれども、それも今のところははっきりしておりませんので、そういう事態がくれば中へ区域へ入れる必要があれば入れるような処置も取ると思うのであります。

委員：課長さん、こういうことを決めるときには、松山市でも土地区画関係者とよってこの区域を相談して決めておる訳ですか。それとも全然県と市が赤線を引いたりなんか。

幹事：市とはもうたびたび協議しております。

委員：今の駐車場整備地区を規制することにおいてですね、さしあたって計画をされておる事業計画があればひとつお聞かせいただきたい。

幹事：この駐車場。先に申し上げました整備地区を作ってから計画を立てるわけございまして、まだ色々案は練っておりますけれども具体的に計画というものはまだできてないところです。

委員：いつごろまでに出来るか。

幹事：できますれば大急ぎでやるつもりでございます。

委員：松山市にもまだ具体的な腹案はやらないんですか。

幹事：色々案は練っておると思ひますけれども、まだはっきり権威づけられたものはまだないように聞いております。

委員：今1時間50円とかいう料金を徴収するという条例を作つてそれを徴収してこれを他に使う目的を言ひたいんですが、それをずつとして、それを将来の公営のものを作るということですね。

幹事：この路上駐車場というのは一番の目的は、長時間の人が、道路を朝車を持ってきた人が夕方まで車をほったらかしておく後が使えないわけで、それで料金を少しでも取れば長い間置いておくと金がかさむもんですから、回転率が良くなる。一般の人が、大勢の人が利用することができる、というのが一番の目的ではないかと思うわけでございます。それと路外駐車場が出来るまでの応急的な処置、それで取つた金もその管理費とそれから余つた金は駐車場の整備に使ふということですが、そうなかなかもうけるのは難しいようです。松山市では道の幅が狭いものですから、これを設けるところも何メートル以上とか交通量はどうか基準がございまして、松山で出来るところといえば、花園町とか中の川の付近とかその位のところで、余り幹線街路に作る訳にはいけません。そうたいして期待するようなことはできないと思ひます。

委員：審議会に初めてこの問題がでたので、そこで徴収事務などをどこでやるのか。

幹事：それは駐車場を設置した人がやるのですけれど、県は先程申しましたように県道の上はできるわけで、市道はできないわけです。市の方は市道もできますし、県と協議すれば県道の方にも出来るわけです。今松山付近では県道の上でできそうところはちょっと今のところないようなふうに思ひます。

委員：くどいようだけで、県警との関係はどうなの。

幹事：それはいちいち先程申しましたように整備地区を指定する場合も、それから路上駐車場をやる場合もそれから路外駐車場を作る場合もいちいち公安委員会の意見を聞いちゃうように、それから止める場合も変更する場合もいちいち聞くようになっております。

委員：色々条例を松山市が条例を決めますね。決めるとやっぱりにそれに違反した場合どうなるのか。その点はどうですか。市がですね、整備地区の監督をするか、この広い地区を県警さんが監督するかそ

の点はどうですか。

幹事：そう監督することはないわけです。ただ駐車場を作ればそこらへんは管理人がおっていちいちまわって金を回収するわけです。

委員：なお一言、四国にこういう制度があれば、取り入れてやっている市がありますか、それとも他府県にありましたら、それがあればいい。

幹事：6 大都市は前からやっております。それから、四国は香川県がやったかまだやってないか、高知県も近くやったという話を聞きましたが、まだ四国では初めてかもしれません。

議第 581 号 今治地区衛生組合し尿処理場建築位置の決定について

委員：いつもながら都市計画審議会を通しておいて住民感情が非常に、し尿処理場の問題については微妙な問題が、そして今まで 6 回位都市計画審議会を通したあと、厚生省から色々なお金をもらわんかという、ナベブタで抑えて地区の住民を無理やりしとるケースが多いんですが、人家もあることですが、この点どうなんですか。もう都市計画審議会を通しておいて後がすっきりせんというようなことが絶対ないのかどうか、はっきり

委員：喜んでます。

委員：どうですか。

幹事：地元の了解はついておると私は聞いております。なお、都市計画審議会はこの都市計画としての立場であるかということだけでありまして、そのために強制的な権力もなにもでてこんわけでございますので、そういう心配はないと思います。

委員：それは今治の方、今治市長か建設委員長に直接聞いておかないと。

委員：地元の関係の了解でございますが、本年の 6 月 17 日からこの区域にテコ入れをいたしまして、数回、数回の最近に至りましては連日連夜でございますが、おとといの晩ですね、最終的に部落との交渉ができたわけです。そういうことでいわゆる 14 項目の地元からは反対給付というか条件が実質的には提議されまして、どうもこの 14 項目のとりきめをどういうふうにしていくのかの問題は残っておりますけれども、原則的な問題としましては地元との了解はついております。

第 80 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 42 年 12 月 25 日開催（持ち回り））

出席者

会長	知事
委員	西條市長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	西條市議員 5 名
同	県議員 5 名
同	学識経験者 2 名

議事項目

議第 582 号 東予衛生事務組合し尿処理場建築位置の決定について

議第 582 号 東予衛生事務組合し尿処理場建築位置の決定について

し尿処理場建築位置の決定

- 1 申請者 東予衛生事務組合、組合長
- 2 敷地の位置 西条市氷見字塩甕戊 75 番地（西条都市計画区域内）
- 3 用途 し尿処理施設（増設）
- 4 敷地及び建物
 - (1) 敷地面積 10,197 平方メートル
 - (2) 建築面積 193 平方メートル 鉄筋コンクリート、一部木造
- 5 その他
 - (1) 処理能力（増設部分）54 キロリットル、（54,000 人分）
 - (2) 収集区域、西条市及び周桑郡 4 町
 - (3) 処理施設等 消化槽 2 基、その他処理施設一式、ポンプ・ボイラー等一式

6 理由

現有施設は処理能力 54KI/日であるが、年々増加する量の完全処理に応じきれず、環境衛生の上からも支障を来すおそれがあるので、これを増設しようとするものである。

「提案理由」

本件、し尿処理場建築位置は、東予港建設計画区域内にあり、港湾計画上適地とはいえないが、従来から同所に設置されており、今回は処理能力の不足に対処するための施設であるためやむを得ないものとして決定されるよう提案するものである。